

(様式第2号)

パブリックコメント実施結果

件名

担当課

意見の募集期間 平成29年12月18日から平成30年1月16日まで

意見提出者数 1人(電子メール 1人)

意見提出件数 3件

意見の概要と市の考え方

反映区分

A：計画等に反映させるもの	0 件
B：計画等に反映済みのもの	1 件
C：今後の参考とするもの	1 件
D：計画等に反映できないもの	1 件
E：その他の感想や質問など	0 件

[項目名 (施策等の案の項目別に整理すること)]

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	(居宅介護について) 事業所数は社協4カ所の他民間2カ所。休止の事業所を含んでいる。利用人員は35人～37人とあるが、身体介護など利用したくても時間的なもの、ヘルパー数が少ないためなどで利用できない。行動援護も同様で、ヘルパー数の確保のために介護保険と同額になるよう単価の差を市費で補助できないか。	障害福祉サービスの報酬単価については、法令に基づく内容で給付しています。給付費に市単独での追加給付支援は困難と考えます。	D
2	(短期入所について) 事業所数は実質2ヶ所(むつみ園は重心のみ)。利用実人員は14名とあるが、緊急時に利用できないことが多い。事業所と個人の契約になっていることから出てくる弊害と思われる。緊急時に対応できる制度設計を望む。	障害福祉サービスに対する国の方針として「地域生活支援拠点等」の整備が課題となっています。市においても整備に向けた検討を進めるよう考えており、ご意見の弊害の解消につなげたいと考えます。	B

3	<p>(ひきこもり対策について)</p> <p>全国で60万人とも100万人ともいわれる。宍粟市内にも推定100人以上は考えられる。実態数が不明のためと思われるが、計画の中に記載が見当たらない。毎月相談の受付をシータン放送され、市には一定の相談があるやに聞くが、まだまだ家庭内にひきこもった方がいる。「障がいのある人の相談や、地域生活等に対する支援を包括的に行う地域生活支援拠点について、なるべく早期に開設できるよう検討、準備を進めます。」が具体的にどういったものか、長い間ひきこもり、医療・福祉の対象になっていない人にも対応したものでしていただきたい。</p>	<p>「ひきこもり対策」については市においても大きな課題と考えています。</p> <p>この課題は、障害対応のみではなく、生活困窮や保健福祉分野、また社会福祉協議会とも連携し実態調査や対策の検討を行うこととしています。</p> <p>地域生活支援拠点については、相談から在宅支援、一時入所や就労体験などを総括しサービスにつなげていく施設です。一事業所で担うことは難しいので事業所連携型で整備推進していくよう検討を進めます。</p>	C
---	---	---	---